

10月から大見武2班周辺へ地区計画が導入されます！

大見武2班周辺は、市街化調整区域にあります。すでに低層住宅地が形成されており、今後も与那原町のまちづくりによる宅地需要の受け皿として期待されています。

そこで、建物づくりのルールなどを定めた都市計画法に基づく地区計画を策定することにより、市街化調整区域における建築行為に対する厳しい制限を緩和しながら、まちの将来像（目標や方針）の実現を目指したまちづくりを進めます。

詳しくは与那原町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/machi/tikukeikaku/index.html>



○地区計画導入によって変わるポイント

- ・今までは昔から土地を持っている方の子や孫などの親族関係のある方や立ち退きで移転が必要などの限定的な要件を満たす方のみしか建築できなかったが、地区計画の内容と適合することにより、誰でも当該地区での建築が可能となる。
- ・建築物等の建替え、増改築において地区計画に適合させる必要がある。

○変わらないポイント

- ・建築等を行う開発行為については沖縄県知事への許可申請が必要である。
- ・農地の場合は、農地を宅地へ転用する許可申請が必要である。

※地区計画とは

- 都市計画法に基づいて定める特定の地区単位でのまちづくりルールです。
- 地区の特性に応じて、住民と行政が連携しながら、建物や、道路・公園等の整備に関する地区独自のルールです。
- 与那原町では東浜地区で既に導入されています。
- 建築物等の高さや壁面後退などの建物等に対する規制があります。

